

駐日タイ王国大使やタイ農業視察団が下妻の農業を視察

駐日タイ王国大使のタナティップ・ウパティシン氏をはじめ、同国の大使館関係者、農業関係者など23名が8月25日、タイに梨の販売輸出を本格化する本市を訪れ、下妻の梨生産や加工、流通など「6次産業化」の取り組みを視察しました。

今年7月7日に、下妻市果樹組合連合会、JA常総ひかり、下妻市の3者で在東京タイ王国大使館を表敬訪問した際、下妻産の梨を使用したリキュールやドレッシングなどをPRしたところ、大使が農業の6次産業化に興味を持ち、視察することになりました。

視察団一行は、市内大木の「下妻第一梨選果場」で梨の仕分けや段ボール作成の機械の説明を受けた後、隣接す

る梨畑で下妻のブランド梨「下妻甘熟梨」を試食し、農業者同士の交流を図りました。下妻甘熟梨を試食した大使は「シャキシャキとして歯ごたえがよく、甘さがちょうどいい。とても美味しい」と話していました。

また、「ピアスパークしもつま」では、地元食材による加工品の生産・販売に取り組む「下妻食と農を考える女性の会」の活動を視察。組織の設立経緯や運営、行政支援などソフト事業の概要説明をはじめ、梨を使ったジャムやドレッシングなどの試食に、タイ国立食品研究所の職員や農業者からは次々と質問が出されていました。

今後は、タイへの梨の販売輸出など、農業をきかつけとした交流の拡大に期待が寄せられています。



下妻第一選果場で梨の仕分けレーンの説明を受ける視察団



梨ジャムやドレッシングを試食し、質問する大使や視察メンバー

「下妻の米」の安全性が確認されました

8月18日、下妻市管内にて採取した平成26年産米の放射性物質検査を茨城県環境放射線監視センターにて実施したところ、放射性物質は検出されず、安全性が確認されましたのでお知らせします。

この結果をもって、下妻市における米の出荷・販売等ができるようになりました。

■米放射性物質検査結果（下妻市）

市町村	検査区域	採取日	検査機器	放射性セシウム (Bq/kg)		
				134	137	合計
下妻市	全域	8月18日	Ge	検出せず (<5.1)	検出せず (<4.2)	検出せず (<9.1)

[検査機関] 茨城県環境放射線監視センター [検査機器の種類] Ge:ゲルマニウム半導体検出器 ※「検出せず」の後ろの()内の数値は検出下限値

検査の詳しい結果は茨城県ホームページをご覧ください。
http://www.pref.ibaraki.jp/important/20110311eq/nousanbutsu/2014/20140819_01/index.html



「下妻産新米まつり」が開催されます

下妻産「コシヒカリ」「ミルキークイーン」の「つぎたて」販売をはじめ、大抽選会や新米の食べ比べ試食会、新米ポン菓子無料配布など、楽しいイベントが盛りだくさん。

【日時】9月20日(土)・21日(日)
午前10時～午後3時
【会場】やすらぎの里しもつま
下妻市大木26997
☎30176600

問い合わせ 農政課 ☎内線2642

平成26年10月の診療分から

小児の医療福祉費支給制度(マル福)を中学3年生まで拡大

医療福祉費支給制度(マル福)は、県の補助事業により妊産婦、小児、ひとり親世帯の母子及び父子、重度心身障害者の医療費を助成する制度です。

小児医療福祉費支給制度(マル福)の対象者

○制度改正前

○歳児～小学6年生(小学4～6年生は市独自事業)

○制度改正後(平成26年10月)

○歳児～中学3年生

(中学生の入院分は県事業、中学生の外來分は市独自事業)

中学生の保護者の皆様へ

◆15歳の年度末まで拡大となり、申請により「外來のみ有効」のマル福受給者証(白色)を交付します。ただし、現在ひとり親(母子家庭・父子家庭)、重度心身障害者の対象者でマル福を受給中の方は、小児の申請は必要ありません。

(注)入院時には別途申請が必要となります。「入院のみ有効」のマル福受給者証を交付します。お子様の健康保険証、マル福受給者証、印鑑(ゴム印は不可)を持って窓口にお越しください。

小学4～6年生の保護者の皆様へ

◆医療福祉費公費負担者番号が変更になります

・「92」から始まる番号が「84」に変更になります。該当となる

平成26年10月から「かかりつけ医」で予防接種が受けられます

茨城県全域で、定期予防接種の広域化が始まります。これにより、下妻市内だけでなく、市外でも(茨城県内に限る)かかりつけ医療機関で予防接種を受けることができるようになります。茨城県内の定期予防接種広域事業協力医療機関については、保健センターまで問い合わせください。

問い合わせ
保健センター
☎43-1990



問い合わせ 保険年金課 ☎内線1514

所得制限
この制度には所得による制限があり、所得が扶養人数等に応じて定められている限度額以上であるときは医療福祉費の支給対象となりません。

制度のしくみ
該当者には「医療福祉費受給者証」を交付します。医療機関等で受診する際に健康保険証と一緒に受給者証を提示してください。
県内の医療機関では、健康保険が適用となる診療費が次の負担額(マル福自己負担)で受診できます。県外では医療福祉費受給者証は使えません。後日、領収書などを持参して申請すれば、マル福自己負担金を差し引いた額が助成されます。

〈マル福自己負担〉

外來	医療機関ごとに1日600円まで、月2回(1,200円)まで
入院	医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円まで(食事代は自己負担となります)

有料広告欄

有料広告欄